

消費税の達人(令和05年度以降用)from会計王22シリーズ

運用ガイド

この度は、「消費税の達人（令和05年度以降用）from会計王22シリーズ」をご利用いただき誠にありがとうございます。

「消費税の達人（令和05年度以降用）from会計王22シリーズ」は、ソリマチ株式会社の「会計王」の会計データを「消費税の達人」に取り込むためのプログラムです。このマニュアルでは、「消費税の達人（令和05年度以降用）from会計王22シリーズ」のインストール手順や操作手順について説明しています。



目次

1. 対応製品	3
2. 動作環境	4
3. インストール方法	5
1. 「達人 Cube」からアップデートする場合.....	5
2. 「達人」オフィシャルサイトからファイルをダウンロードする場合.....	9
4. 運用方法	11
1. 「会計王」と「消費税の達人」を同一コンピュータにインストールしている場合.....	11
2. 「会計王」と「消費税の達人」を別のコンピュータにインストールしている場合.....	12
5. 操作方法	13
「消費税の達人（令和05年度以降用）from会計王22シリーズ」を使用する前に.....	13
1. 「会計王」と「消費税の達人」を同一コンピュータにインストールしている場合.....	16
2. 「会計王」と「消費税の達人」を別のコンピュータにインストールしている場合.....	20
6. 連動対象項目	26
「会計王」から連動するデータ（連動元）.....	26
「消費税の達人」に連動するデータ（連動先）.....	27
[基礎データ（一般用）] 画面.....	30
[当課税期間の課税売上高] 画面.....	40
付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕.....	41
付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕.....	42
付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表.....	43
消費税の還付申告に関する明細書（個人事業者用）.....	44
消費税の還付申告に関する明細書（法人用）.....	45
課税売上高及び消費税額等の予測表（一般用）.....	46
[基礎データ（簡易課税用）] 画面.....	47
[当課税期間の課税売上高] 画面.....	53
課税売上高及び消費税額等の予測表（簡易課税用）.....	54
7. アンインストール方法	55
8. 著作権・免責等に関する注意事項	56

1.対応製品

「消費税の達人（令和05年度以降用）from会計王22シリーズ」に対応するNTTデータの対応製品及びソリマチの対応製品は以下のとおりです。

会社名	対応製品
株式会社NTTデータ	消費税の達人（令和05年度以降用）Professional Edition
	消費税の達人（令和05年度以降用）Standard Edition
ソリマチ株式会社	会計王22
	会計王22PRO



注意

本書は、出版時点での最新プログラムの画像を使用しています。

2.動作環境

「消費税の達人(令和05年度以降用)from会計王22シリーズ」に必要な動作環境は「1.対応製品」(P.3)に記載のソリマチ株式会社の【対応製品】と同様です。



注意

「消費税の達人(令和05年度以降用)from会計王22シリーズ」のインストールやプログラムの起動を行うには、「1.対応製品」(P.3)に記載のソリマチ株式会社の【対応製品】のいずれかをインストールしている必要があります。

3.インストール方法

「消費税の達人(令和05年度以降用)from会計王22シリーズ」をインストールする手順は、「達人Cube」からアップデートする方法と「達人」オフィシャルサイトからファイルをダウンロードする方法の2パターンあります。

1.「達人Cube」からアップデートする場合

1. 「達人Cube」にログインし、[アップデート]をクリックします。



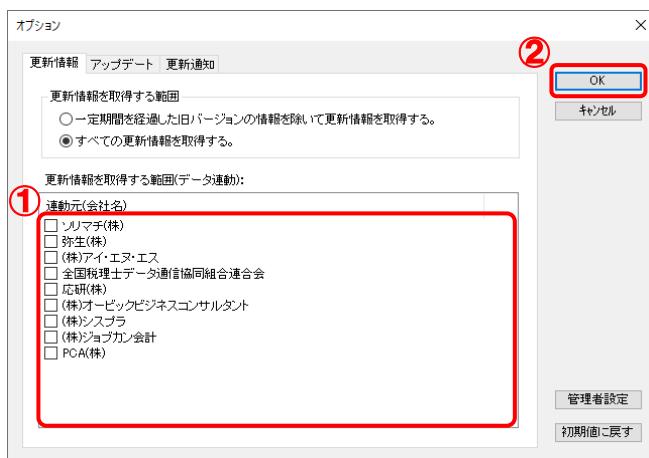
[アップデート] 画面が表示されます。

2. ユーティリティ[オプション]をクリックします。



[オプション] 画面が表示されます。

3. [更新情報]タブー[更新情報を取得する範囲(データ連動)]において該当の[連動元(会社名)]をクリックしてチェックを付け(①)、[OK]ボタンをクリックします(②)。



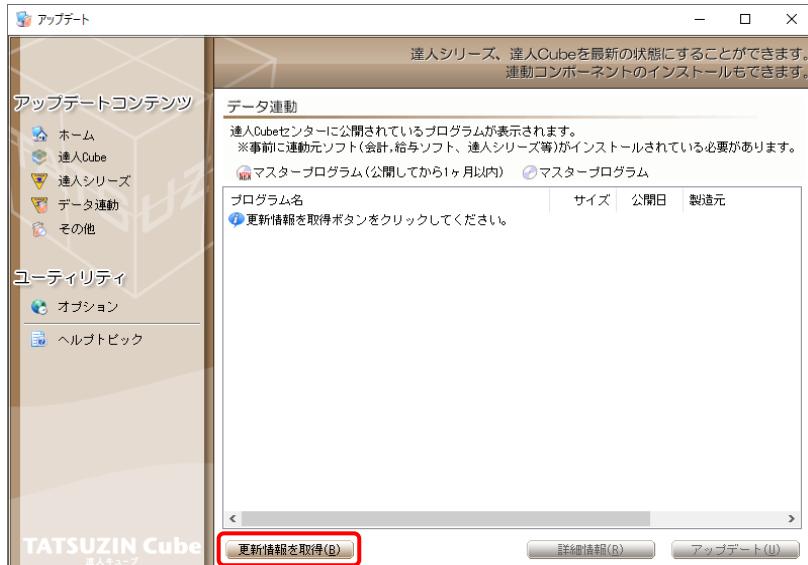
[アップデート] 画面に戻ります。

4. アップデートコンテンツ[データ連動]をクリックします。



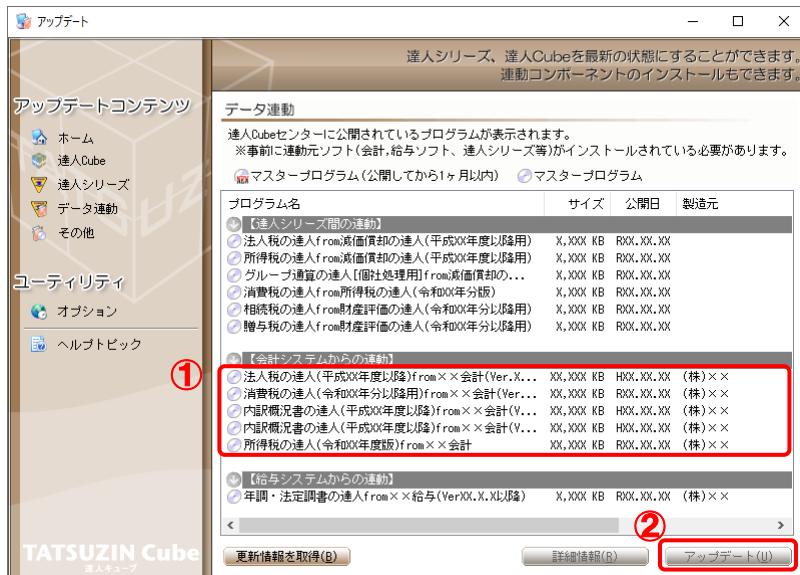
[データ連動] 画面が表示されます。

5. [更新情報を取得]ボタンをクリックします。



運動コンポーネントが表示されます。

6. 該当の連動コンポーネントをクリックして選択し(①)、[アップデート]ボタンをクリックします(②)。



[ユーザーアカウント制御] 画面が表示されます。

7. [はい]ボタンをクリックします。

[InstallShield Wizard] 画面が表示されます。

8. [次へ]ボタンをクリックします。

[設定内容の確認] 画面が表示されます。

9. インストール先のフォルダを確認し、[インストール]ボタンをクリックします。

インストールが開始されます。

10. 完了画面が表示されたら、[完了]ボタンをクリックします。

以上で、「消費税の達人（令和05年度以降用）from会計王22シリーズ」のインストールは完了です。

2.「達人」オフィシャルサイトからファイルをダウンロードする場合

1. 「達人」オフィシャルサイトの連動コンポーネントダウンロードページ

(https://www.tatsuzin.info/rendousoft/rendou_download.html)を開きます。

会社名	連動ソフト・サービス名	連動コンポーネント/マニュアル
株式会社NTTデータ（申告書作成ソフト）	・減価償却の達人	△ダウンロード
ソリマチ株式会社	・会計王XX PRO ・会計王XX ・農業会計XX	△ダウンロード
弥生株式会社	・弥生会計	△ダウンロード
株式会社フリーウェイジャパン	・フリーウェイ经理Pro	*
株式会社アスク・エス	・E会計Pro-Social	△ダウンロード
全国税理士データ通信協同組合連合会	・TACTICS財務XX	△ダウンロード
応研株式会社	・大蔵大臣AX ・大蔵大臣NXVerX、VerX ・大蔵大臣個別累積値 NXVerX、VerX ・建設大臣NXVerX、VerX ・医療大臣NXVerX、VerX ・大臣エンタープライズ会計	△ダウンロード
株式会社ワイエムシーソフト	・富士山会計 FINE	*

2. 該当の「達人シリーズ」のソフト名をクリックします。

該当の会計・給与ソフトメーカー一覧画面が表示されます。

3. 該当の会計・給与ソフトメーカーの[ダウンロード]をクリックします。

該当の会計・給与ソフトメーカーの最新の連動コンポーネント一覧画面が表示されます。

4. 該当の連動コンポーネントの[連動コンポーネントをダウンロードする]ボタンをクリックします。

画面の右上に [ダウンロード] 画面が表示されます。

5. [ファイルを開く]をクリックします。



[ユーザーアカウント制御] 画面が表示されます。

6. [はい]ボタンをクリックします。

[InstallShield Wizard] 画面が表示されます。

7. [次へ]ボタンをクリックします。

[設定内容の確認] 画面が表示されます。

8. インストール先のフォルダを確認し、[インストール]ボタンをクリックします。

インストールが開始されます。

9. 完了画面が表示されたら、[完了]ボタンをクリックします。

以上で、「消費税の達人（令和05年度以降用）from会計王22シリーズ」のインストールは完了です。

4.運用方法

「消費税の達人（令和05年度以降用）from会計王22シリーズ」は、「会計王」のデータから中間ファイルを作成します。

データ取り込みの操作方法は、「会計王」と「消費税の達人」を同一コンピュータにインストールしているかどうかで異なります。

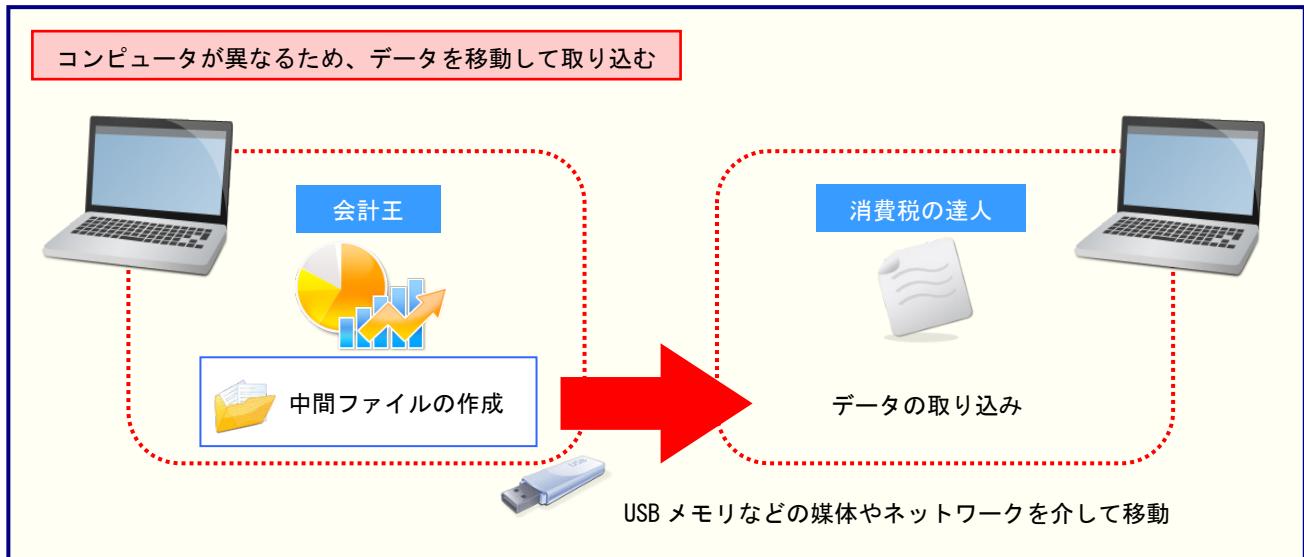
1.「会計王」と「消費税の達人」を同一コンピュータにインストールしている場合

「消費税の達人（令和05年度以降用）from会計王22シリーズ」で作成した中間ファイルを直接「消費税の達人」に取り込みます。



2.「会計王」と「消費税の達人」を別のコンピュータにインストールしている場合

「会計王」をインストールしているコンピュータで中間ファイルを作成し、「消費税の達人」をインストールしているコンピュータで取り込みます。



5.操作方法

「消費税の達人（令和05年度以降用）from会計王22シリーズ」を使って、以下の手順で連動します。事前に「6.連動対象項目」(P.26) を必ずお読みください。

操作手順は、「会計王」と「消費税の達人」を同一コンピュータにインストールしているかどうかで異なります。

「消費税の達人(令和05年度以降用)from会計王22シリーズ」を使用する前に

「消費税の達人（令和05年度以降用）from会計王22シリーズ」を使用する前に以下の手順で、「会計王」に達人用のユーザーを登録し、「会計王」が起動中でも連動できる設定をしてください。この手順は、「会計王」と「消費税の達人」を同一コンピュータにインストールしているかどうかにかかわらず、共通の手順となります。



注意

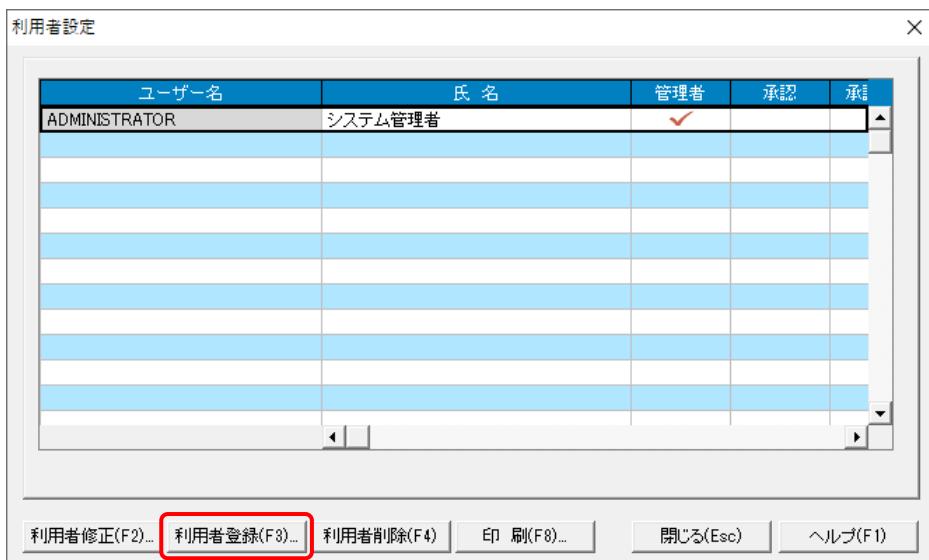
達人用のユーザーを登録しないと「消費税の達人（令和05年度以降用）from会計王22シリーズ」を使用できません。

1. 「会計王」を起動し、メニュー[ファイル]-[利用者設定]をクリックします。



[利用者設定] 画面が表示されます。

2. [利用者登録]ボタンをクリックします。



[利用者登録] 画面が表示されます。

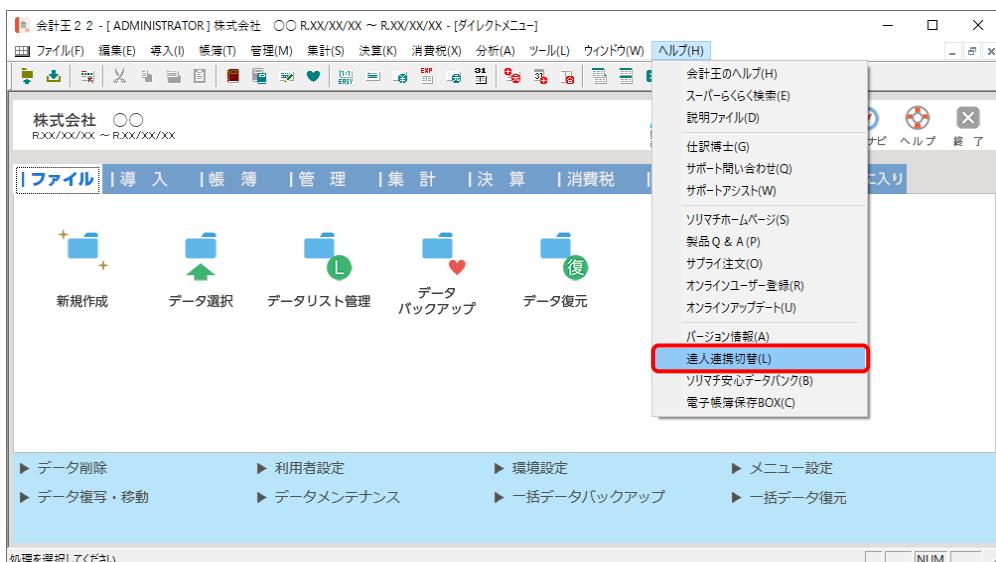
3. 「消費税の達人(令和05年度以降用)from会計王22シリーズ」用のユーザー情報を入力し(①)、[登録]ボタンをクリックします(②)。



[利用者設定] 画面に戻るので、[閉じる] ボタンをクリックします。

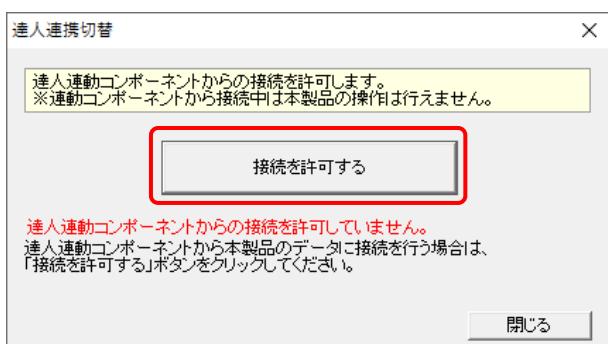
- ※ ユーザー名の先頭を “TATSUZIN” とすることで、達人用のユーザーとして認識されます。
- ※ ユーザー名以外の入力は任意となりますが、確認しやすい情報を入力しておくと便利です。
- ※ 「会計王」の起動中に連動をしない場合、手順4以降は行いません。

4. メニューバー[ヘルプ]-[達人連携切替]をクリックします。



[達人連携切替]画面が表示されます。

5. [接続を許可する]ボタンをクリックします。



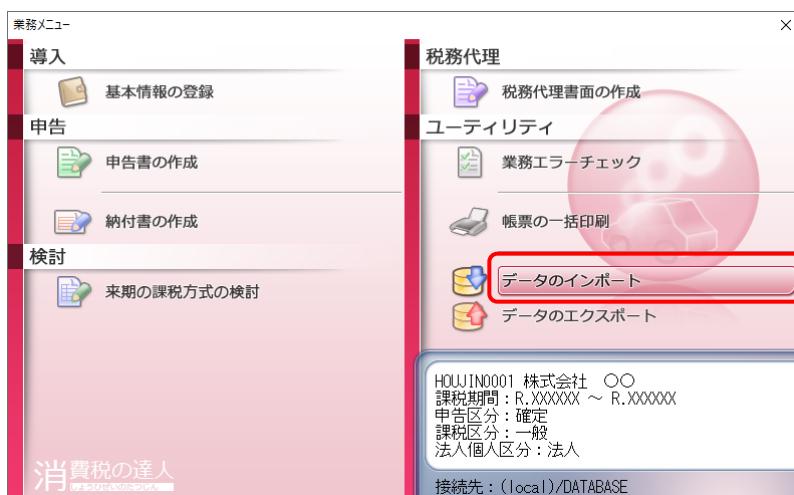
達人連動コンポーネントからの接続が許可され、「会計王」が起動中でも連動できるようになります。

※ 接続を解除する場合は [接続許可を解除する] ボタンをクリックし、解除してください。

以上で、「消費税の達人(令和05年度以降用)from会計王22シリーズ」を使用する前の準備は完了です。

1.「会計王」と「消費税の達人」を同一コンピュータにインストールしている場合

- 「消費税の達人」を起動してデータを取り込む顧問先データを選択し、業務メニュー[データのインポート]をクリックします。



[データのインポート]画面が表示されます。

- [会計王22からのインポート]をクリックして選択し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



[会計王22 - ログイン]画面が表示されます。

※ 「会計王22PRO」を利用している場合は「会計王22PROからのインポート」をクリックして選択し、[確定]ボタンをクリックします。

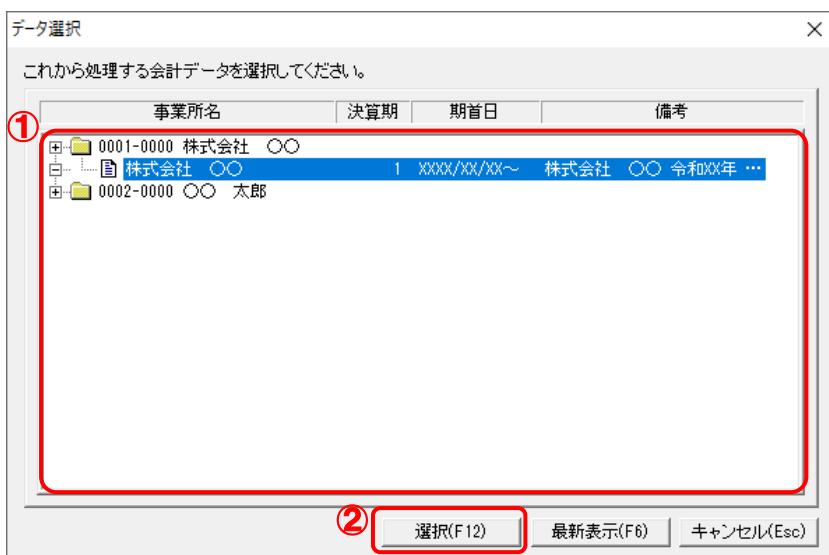
- 3.** 「会計王」側で登録した[ユーザー名]及び[パスワード]を入力し(①)、[ログイン]ボタンをクリックします(②)。



[データ選択] 画面が表示されます。

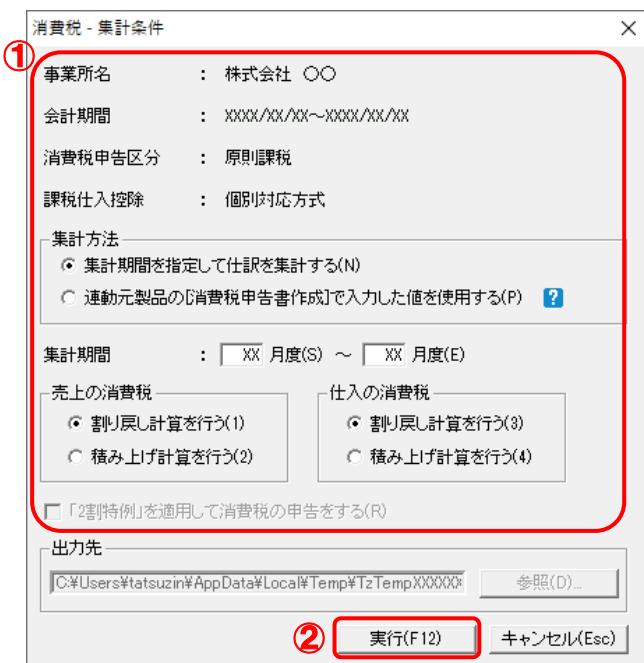
- ※ [ユーザー名] には既に “TATSUZIN” が設定されていますので、後に続く文字を入力します。
- ※ 次回以降、[ユーザー名] と [パスワード] を自動で入力するには、[ログイン情報を保存する] をクリックしてチェックを付けます。

- 4.** 「消費税の達人」に取り込む「会計王」のデータをクリックして選択し(①)、[選択]ボタンをクリックします(②)。



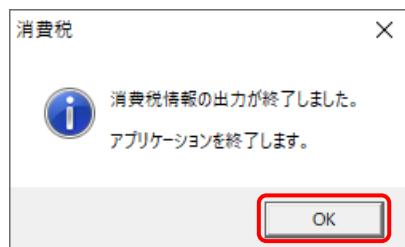
[消費税 - 集計条件] 画面が表示されます。

5. 集計条件を設定し(①)、[実行]ボタンをクリックします(②)。



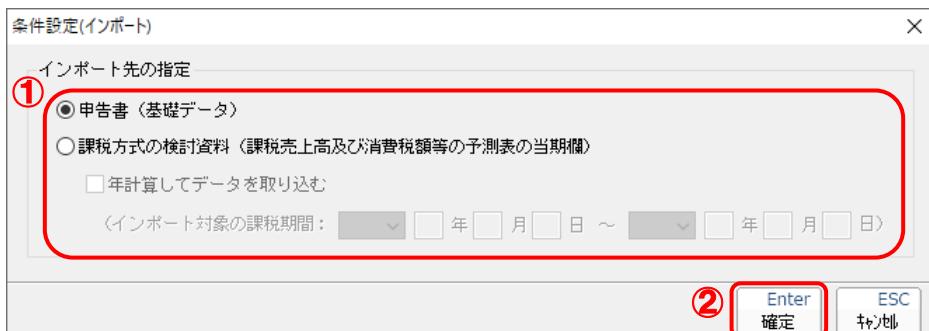
終了画面が表示されます。

6. [OK]ボタンをクリックします。



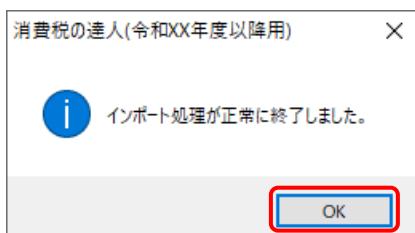
[条件設定 (インポート)] 画面が表示されます。

7. [インポート先の指定]を指定し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



終了画面が表示されます。

8. [OK]ボタンをクリックします。



[業務メニュー] 画面に戻ります。データの作成（中間ファイルの作成）が終了すると同時に、「消費税の達人」にデータが取り込まれます。

以上で、データの取り込みは完了です。

2.「会計王」と「消費税の達人」を別のコンピュータにインストールしている場合

1. Windowsのスタートメニュー[達人シリーズ]—[消費税の達人(令和05年度以降用)from会計王22シリーズ]をクリックします。

[会計王22 - ログイン]画面が表示されます。

※ Windows 11の場合は、Windowsのスタートメニュー [すべてのアプリ] をクリックして表示される [すべてのアプリ] 画面で、[達人シリーズ] — [消費税の達人(令和05年度以降用)from会計王22シリーズ] をクリックします。

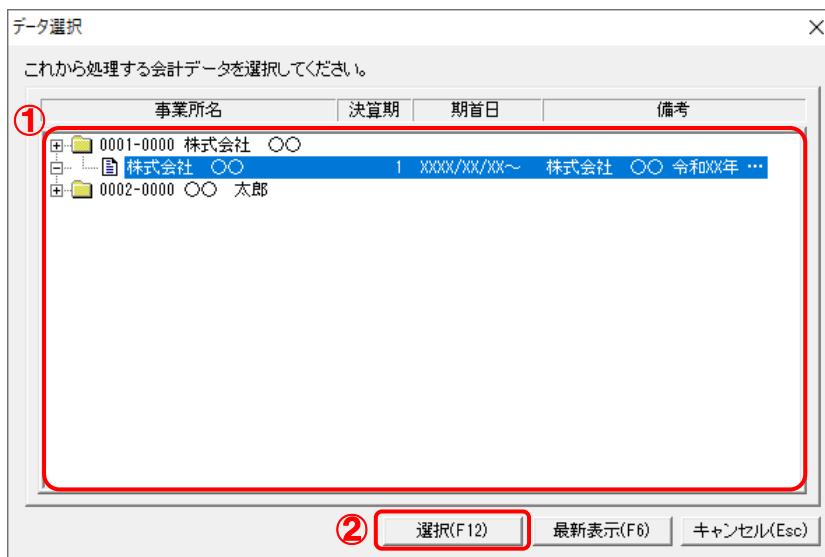
2. 「会計王」側で登録した[ユーザー名]及び[パスワード]を入力し(①)、[ログイン]ボタンをクリックします(②)。



[データ選択]画面が表示されます。

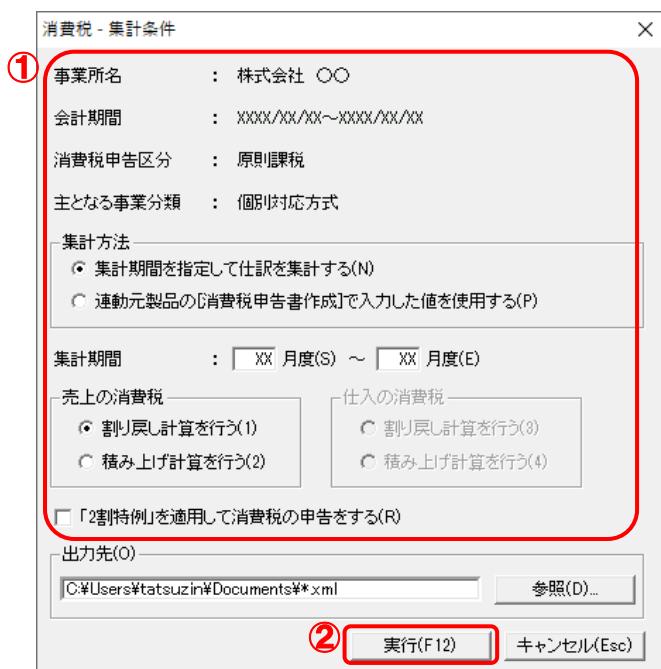
※ [ユーザー名]には既に“TATSUZIN”が設定されていますので、後に続く文字を入力します。
※ 次回以降、[ユーザー名]と[パスワード]を自動で入力するには、[ログイン情報を保存する]をクリックしてチェックを付けます。

- 3.** 「消費税の達人」に取り込む「会計王」のデータをクリックして選択し(①)、[選択]ボタンをクリックします(②)。



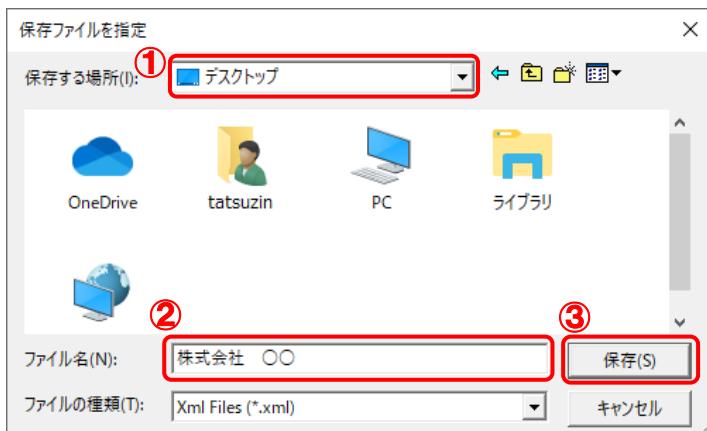
[消費税 - 集計条件] 画面が表示されます。

- 4.** 集計条件を設定し(①)、[参照]ボタンをクリックします(②)。



[保存ファイルを指定] 画面が表示されます。

5. [保存する場所](①)と[ファイル名]を指定し(②)、[保存]ボタンをクリックします(③)。



[消費税 - 集計条件] 画面に戻ります。

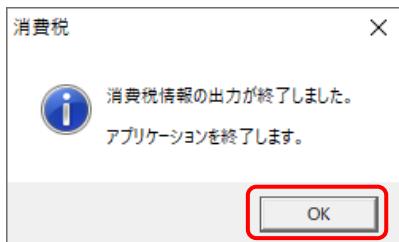
※ 出力先のファイル拡張子にはxmlを指定してください。

6. [実行]ボタンをクリックします。



終了画面が表示されます。

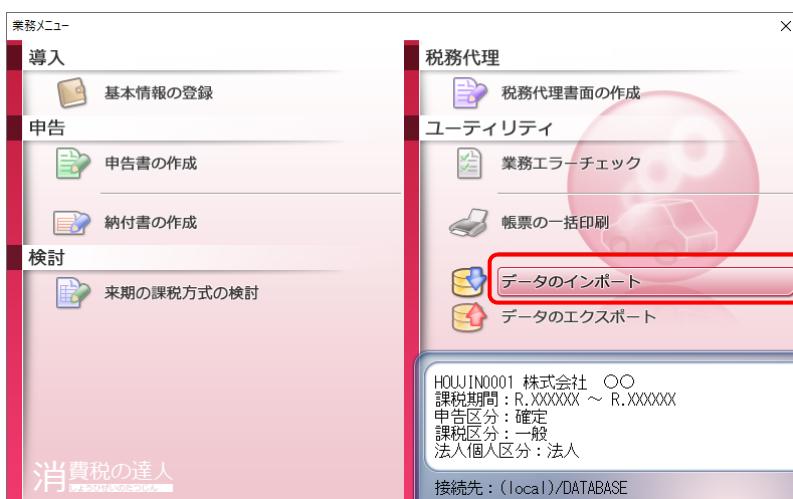
7. [OK]ボタンをクリックします。



手順5で指定した出力先に、中間ファイルが作成されます。

8. 作成された中間ファイルを、USBメモリなどの媒体やネットワークを介して「消費税の達人」をインストールしているコンピュータに移動します。

9. 「消費税の達人」を起動して中間ファイルを取り込む顧問先データを選択し、業務メニュー[データのインポート]をクリックします。



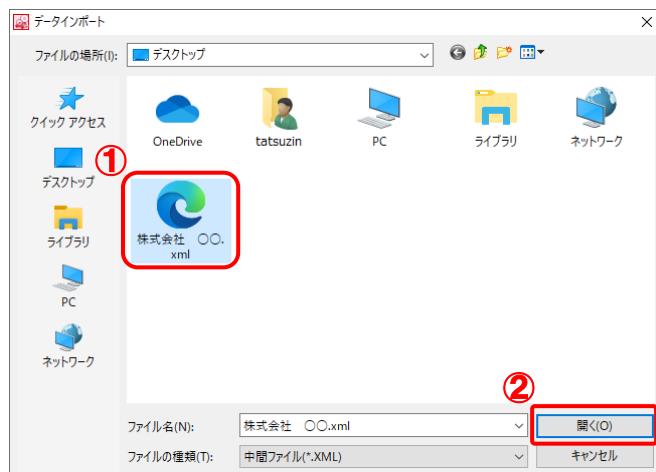
[データのインポート]画面が表示されます。

- 10.** [中間ファイル(財務会計用)からのインポート]をクリックして選択し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



[データインポート] 画面が表示されます。

- 11.** 作成した中間ファイルをクリックして選択し(①)、[開く]ボタンをクリックします(②)。



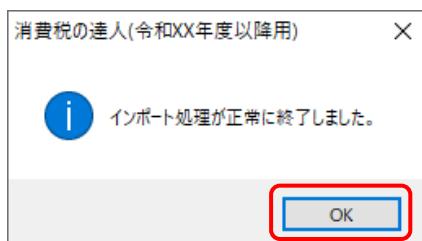
[条件設定 (インポート)] 画面が表示されます。

12. [インポート先の指定]を指定し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



終了画面が表示されます。

13. [OK]ボタンをクリックします。



[業務メニュー] 画面に戻ります。

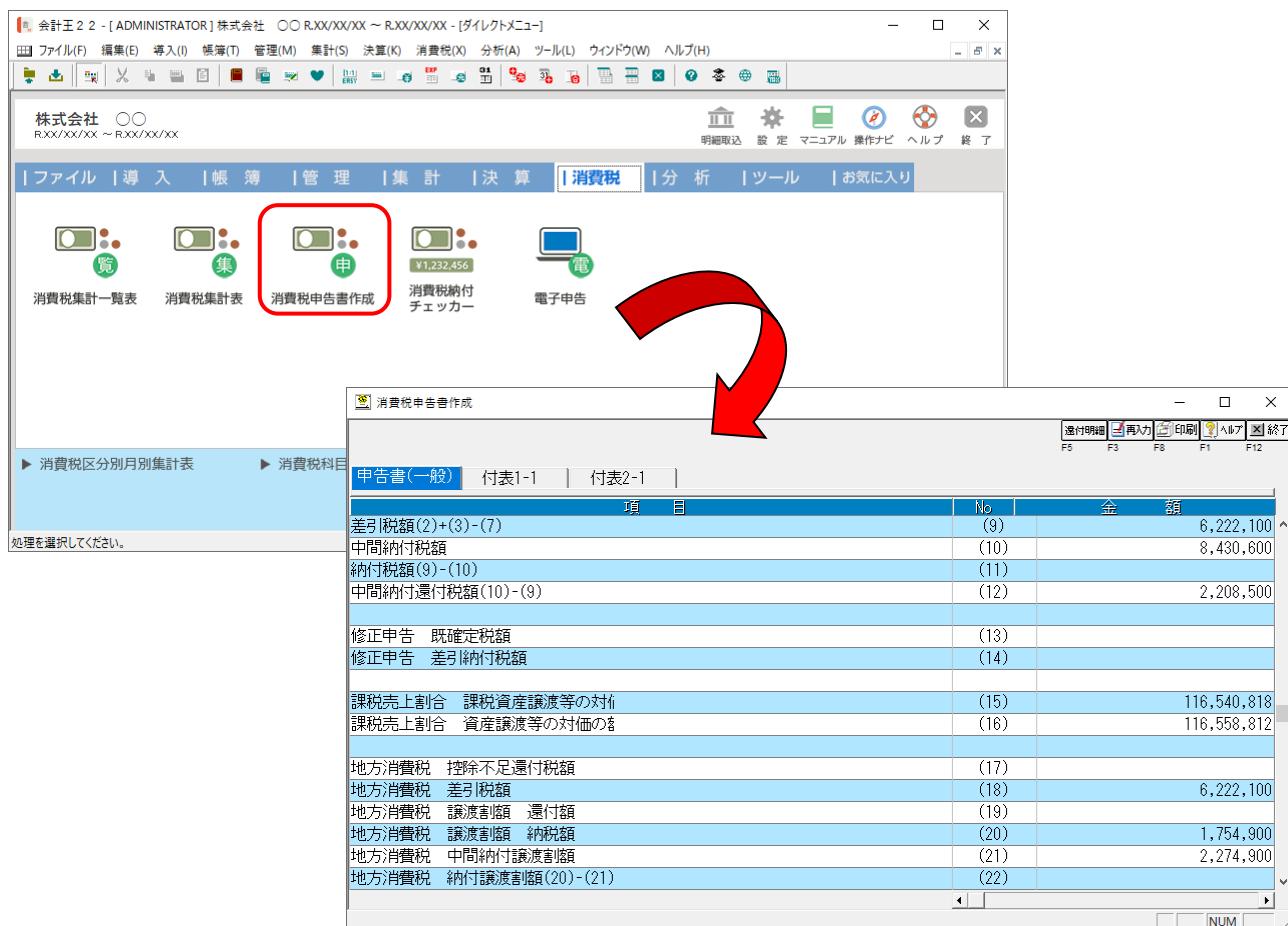
以上で、データの取り込みは完了です。

6.連動対象項目

「消費税の達人(令和05年度以降用) from会計王22シリーズ」では、「会計王」の消費税申告書よりデータを取り込みます。

「会計王」から連動するデータ(連動元)

「会計王」からはメニュー [消費税] - [消費税申告書作成] のデータが連動します。



「消費税の達人」に連動するデータ(連動先)

「消費税の達人」に連動するデータは以下のとおりです。次ページ以降の各画面及び帳票の太枠部分が連動対象項目です。

一般用

- ・[基礎データ] 画面

- [税率 (10%・8%) 適用分] を選択している場合

- ・売上 (10%分) / (軽8%分)
- ・仕入 (10%分) / (軽8%分)
- ・特定仕入 (10%分)
- ・貸倒 (10%分) / (軽8%分)

- [旧税率 (8%・5%・3%) 適用分] を選択している場合

- ・売上 (旧8%分) / (5%分) / (3%分)
- ・仕入 (旧8%分) / (5%分) / (3%分)
- ・特定仕入 (旧8%分)
- ・貸倒 (旧8%分) / (5%分) / (3%分)

- [適格請求書発行事業者以外からの仕入分] を選択している場合

- ・仕入 (10%分) / (軽8%分) / (旧8%分) / (5%分) / (3%分)
- ・返還 (10%分) / (軽8%分) / (旧8%分) / (5%分) / (3%分)

- ・[当期課税期間の課税売上高] 画面

- ・免税期間分の課税売上高

- ・付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

- ・付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

- ・付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

- ・消費税の還付申告に関する明細書（個人事業者用）

- ・消費税の還付申告に関する明細書（法人用）

- ・課税売上高及び消費税額等の予測表

簡易課税用

- [基礎データ] 画面
 - [税率 (10%・8%) 適用分] を選択している場合
 - ・売上 (10%分) / (軽8%分)
 - ・返還 (10%分) / (軽8%分)
 - ・貸倒 (10%分) / (軽8%分)
 - [旧税率 (8%・5%・3%) 適用分] を選択している場合
 - ・売上 (軽8%分) / (5%分) / (3%分)
 - ・返還 (軽8%分) / (5%分) / (3%分)
 - ・貸倒 (軽8%分) / (5%分) / (3%分)
- [当期課税期間の課税売上高] 画面
 - ・免税期間分の課税売上高
 - ・課税売上高及び消費税額等の予測表



注意

以下の項目については、データをインポートする際に【消費税－集計条件】画面一【集計方法】で
[連動元製品の【消費税申告書作成】で入力した値を使用する]を選択している場合のみ連動対象となります。

■ [基礎データ(一般用)] 画面

- ・[特定仕入(10%)／(旧8%)] タブー [本体価額(税抜)]

■ [当期課税期間の課税売上高] 画面

- ・免税期間分の課税売上高

■付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】／付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】／付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算

- ・[納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額]

- ・[課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額]

- ・[調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額]

- ・[居住用賃貸建物を課税用賃貸に供した(譲渡した)場合の加算額]

■消費税の還付申告に関する明細書(個人事業者用)

- ・[決算額の税区分]－[事業所得] [不動産所得] 及び [所得]－[左のうち課税仕入れにならないもの]－[固定資産税等の取得金額]

■消費税の還付申告に関する明細書(法人用)

- ・[資産科目]－[資産の取得価額]－[その他] 及び [(イ)のうち課税仕入れにならないもの]

[基礎データ(一般用)]画面

- [税率(10%・8%)適用分]を選択している場合

□ 売上(10%分)／(軽8%分)

基礎データ(一般用)

表示対象: 税率(10%・8%)適用分 旧税率(8%・5%・3%)適用分 適格請求書発行事業者以外からの仕入分

売上(10%) 仕入(10%) 特定仕入(10%) 貸倒(10%) 売上(8%) 仕入(8%) 貸倒(8%)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合	
	本体価額(税抜)	仮受消費税	税込価額	
課税売上 積上計算用				
課税売上 割戻計算用				
免税売上(輸出取引等)				
非課税売上・有価証券				
非課税売上・有価証券以外				
非課税資産の輸出等				
課税売上に係る対価の返還 積上計算用				
課税売上に係る対価の返還 割戻計算用				
免税売上に係る対価の返還				
非課税売上に係る対価の返還				
非課税資産の輸出等の返還				

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

× F1 ヘルプ F9 印刷
Ctrl+確定 ESC キャンセル

□ 仕入(10%分)／(軽8%分)

基礎データ(一般用)

表示対象: 税率(10%・8%)適用分 旧税率(8%・5%・3%)適用分 適格請求書発行事業者以外からの仕入分

売上(10%) 仕入(10%) 特定仕入(10%) 貸倒(10%) 売上(8%) 仕入(8%) 貸倒(8%)

区分	項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合	
		本体価額(税抜)	仮払消費税	税込価額	
仕入 積上計算用	課税売上対応				
	非課税売上対応				
	共通売上対応				
仕入 割戻計算用	課税売上対応				
	非課税売上対応				
	共通売上対応				
輸入仕入	課税売上対応(7.8%分)				
	非課税売上対応(7.8%分)				
	共通売上対応(7.8%分)				
仕入返還 積上計算用	課税売上対応				
	非課税売上対応				
	共通売上対応				
仕入返還 割戻計算用	課税売上対応				
	非課税売上対応				
	共通売上対応				
輸入仕入返還	課税売上対応(7.8%分)				
	非課税売上対応(7.8%分)				
	共通売上対応(7.8%分)				
	地方消費税分				

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

F1 ヘルプ
F9 印刷

Ctrl+確定
ESC キャンセル

□ 特定仕入 (10%分)

基礎データ (一般用)

表示対象: 税率(10%・8%)適用分 旧税率(8%・5%・3%)適用分 適格請求書発行事業者以外からの仕入分

区分	項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
		本体価額（税抜）	仮払消費税	
特定仕入	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
特定仕入返還	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。



注意

(軽8%)は[特定仕入]タブがありません。

□ 貸倒(10%分)／(軽8%分)

基礎データ(一般用)

表示対象: 税率(10%・8%)適用分 旧税率(8%・5%・3%)適用分 適格請求書発行事業者以外からの仕入分

売上(10%) 仕入(10%) 特定仕入(10%) 貸倒(10%) 売上(8%) 仕入(8%) 貸倒(8%)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合	
	本体価額(税抜)	仮受消費税	税込価額	
貸倒額 積上計算用				
貸倒額 割戻計算用				
貸倒回収金額 積上計算用				
貸倒回収金額 割戻計算用				

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

X

F1 ヘルプ

F9 印刷

Ctrl+確定

ESC キャンセル

■ [旧税率(8%・5%・3%)適用分]を選択している場合

□ 売上(旧8%分)／(5%分)／(3%分)

基礎データ(一般用)

表示対象: ○税率(10%・8%)適用分 ○旧税率(8%・5%・3%)適用分 ○適格請求書発行事業者以外からの仕入分

売上(8%)	仕入(8%)	特定仕入(8%)	貸倒(8%)	売上(5%)	仕入(5%)	貸倒(5%)	売上(3%)	仕入(3%)	貸倒(3%)
--------	--------	----------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合	
	本体価額(税抜)	仮受消費税	税込価額	
課税売上 積上計算用				
課税売上 割戻計算用				
免税売上(輸出取引等)				
非課税売上・有価証券				
非課税売上・有価証券以外				
非課税資産の輸出等				
課税売上に係る対価の返還 積上計算用				
課税売上に係る対価の返還 割戻計算用				
免税売上に係る対価の返還				
非課税売上に係る対価の返還				
非課税資産の輸出等の返還				

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

X

F1 ヘルプ

F9 印刷

Ctrl+Q 確定

ESC キャンセル

□ 仕入 (旧 8%分) / (5%分) / (3%分)

基礎データ (一般用)

表示対象: ○ 税率(10%・8%)適用分 ○ 旧税率(8%・5%・3%)適用分 ○ 適格請求書発行事業者以外からの仕入分

区分	項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合	
		本体価額（税抜）	仮払消費税	税込価額	
仕入 積上計算用	課税売上対応				
	非課税売上対応				
	共通売上対応				
仕入 割戻計算用	課税売上対応				
	非課税売上対応				
	共通売上対応				
輸入仕入	課税売上対応(7.8%分)				
	非課税売上対応(7.8%分)				
	共通売上対応(7.8%分)				
	地方消費税分				
仕入返還 積上計算用	課税売上対応				
	非課税売上対応				
	共通売上対応				
仕入返還 割戻計算用	課税売上対応				
	非課税売上対応				
	共通売上対応				
輸入仕入返還	課税売上対応(7.8%分)				
	非課税売上対応(7.8%分)				
	共通売上対応(7.8%分)				
	地方消費税分				

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

F1 ヘルプ
F9 印刷

Ctrl+Q 確定
ESC キャンセル



注意

(5%分) と (3%分) は [輸入仕入] [輸入仕入返還] がありません。

□ 特定仕入（旧8%分）

基礎データ（一般用）

表示対象： 税率(10%・8%)適用分 旧税率(8%・5%・3%)適用分 適格請求書発行事業者以外からの仕入分

売上(8%) 仕入(8%) 特定仕入(8%) 貸倒(8%) 売上(5%) 仕入(5%) 貸倒(5%) 売上(3%) 仕入(3%) 貸倒(3%)

区分	項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
		本体価額（税抜）	仮払消費税	
特定仕入	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
特定仕入返還	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			

（注）経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

F1 ヘルプ
F9 印刷

Ctrl+Q 確定
ESC キャンセル



注意

(5%分) と (3%分) は [特定仕入] タブがありません。

□ 貸倒(旧8%分)／(5%分)／(3%分)

基礎データ(一般用)

表示対象: 税率(10%・8%)適用分 旧税率(8%・5%・3%)適用分 適格請求書発行事業者以外からの仕入分

売上(8%) 仕入(8%) 特定仕入(8%) 貸倒(8%) 売上(5%) 仕入(5%) 貸倒(5%) 売上(3%) 仕入(3%) 貸倒(3%)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合	
	本体価額(税抜)	仮受消費税	税込価額	
貸倒額 積上計算用				
貸倒額 割戻計算用				
貸倒回収金額 積上計算用				
貸倒回収金額 割戻計算用				

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

X

■ [適格請求書発行事業者以外からの仕入分] を選択している場合

□ 仕入 (10%分) / (軽 8%分) / (旧 8%分) / (5%分) / (3%分)

基礎データ (一般用)

表示対象: 税率(10%・8%)適用分 旧税率(8%・5%・3%)適用分 適格請求書発行事業者以外からの仕入分

区分	項目	本体価額(税抜)	仮払消費税等	税込価額
仕入 積上計算用 (原則)*1	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
仕入 積上計算用 (簡便)*2	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
仕入 割戻計算用 (80%控除分)*3	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
仕入 割戻計算用 (50%控除分)*3	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			

*1: 積上計算(原則)を選択する場合、[仮払消費税]には各仕訳の課税仕入れに係る支払対価の額に7.8/110を乗じた金額に
経過措置の適用可能期間に応じた控除割合(80%又は50%)を乗じた金額の合計額を入力してください。

*2: 積上計算(簡便)を選択する場合、[仮払消費税]には各仕訳の仮払消費税額に
経過措置の適用可能期間に応じた控除割合(80%又は50%)を乗じた金額の合計額を入力してください。

*3: 割戻計算を選択する場合、経過措置を適用可能期間に応じた控除割合(80%又は50%)ごとに金額を入力してください。
税抜経理方式の場合には[本体価額(税抜)]、及び、[仮払消費税]に金額を入力してください。
税込経理方式の場合には[税込価額]に金額を入力してください。

X

F1 ヘルプ

F9 印刷

Ctrl+Q 確定

ESC キャンセル

□ 返還(10%分) / (軽8%分) / (旧8%分) / (5%分) / (3%分)

基礎データ(一般用)

表示対象: 税率(10%・8%)適用分 旧税率(8%・5%・3%)適用分 適格請求書発行事業者以外からの仕入分

区分	項目	本体価額(税抜)	仮払消費税等	税込価額
仕入返還 積上計算用 (原則)*1	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
仕入返還 積上計算用 (簡便)*2	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
仕入返還 割戻計算用 (80%控除分)*3	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
仕入返還 割戻計算用 (50%控除分)*3	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			

*1: 積上計算(原則)を選択する場合、[仮払消費税]には各仕訳の課税仕入れに係る支払対価の額に7.8/110を乗じた金額に
経過措置の適用可能期間に応じた控除割合(80%又は50%)を乗じた金額の合計額を入力してください。

*2: 積上計算(簡便)を選択する場合、[仮払消費税]には各仕訳の仮払消費税額に
経過措置の適用可能期間に応じた控除割合(80%又は50%)を乗じた金額の合計額を入力してください。

*3: 割戻計算を選択する場合、経過措置を適用可能期間に応じた控除割合(80%又は50%)ごとに金額を入力してください。
税抜経理方式の場合には[本体価額(税抜)]、及び、[仮払消費税]に金額を入力してください。
税込経理方式の場合には[税込価額]に金額を入力してください。

X

F1 ヘルプ

F9 印刷

Ctrl+Q 確定

ESC キャンセル

[当課税期間の課税売上高]画面

当課税期間の課税売上高 ×

課税期間分の課税売上高 : 円

免税期間分の課税売上高 : 円

課税売上高 計 : 入力 円

※免税期間分の課税売上高には、課税期間の途中で
免税事業者から課税事業者となる場合に免税期間
分の課税売上高を入力してください。

F1
ヘルプ Ctrl+ 確定 ESC キャンセル

付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表[経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用]

第4-(2)号様式

付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間	～	氏名又は名称				
項目			旧税率分小計X	税率6.24%適用分D	税率7.8%適用分E	合計F(X+D+E)
課税売上額(税抜き)①	(付表2-2の①の金額) 円		円	円	円	円
免 税 売 上 額 ②						
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額 ③						
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)④						
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)⑤						
非課税売上額⑥						
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)⑦						
課税売上割合(④/⑦)⑧						
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)⑨	(付表2-2の⑨の金額)					
課税仕入れに係る消費税額⑩	(付表2-2の⑩の金額)					
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)⑪	(付表2-2の⑪の金額)					
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額⑫	(付表2-2の⑫の金額)					
特定課税仕入れに係る支払対価の額⑬	(付表2-2の⑬の金額)	※⑬の金額は、課税売上割合が100%未満かつ、課税仕入れに係る消費税額のみ記載する。				
特定課税仕入れに係る消費税額⑭	(付表2-2の⑭の金額)	⑭の金額×1.8/100				
課税貨物に係る消費税額⑮	(付表2-2の⑮の金額)					
納稅義務の免除を受けない(受けた)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額⑯	(付表2-2の⑯の金額)					
課税仕入れ等の税額の合計額(⑩+⑪+⑬+⑭±⑯)⑰	(付表2-2の⑰の金額)					
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑰の金額)⑲	(付表2-2の⑲の金額)					
課5課95個別対応方式による課税売上げにのみ要するもの⑲	(付表2-2の⑲の金額)					
⑰のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの⑳	(付表2-2の⑳の金額)					
個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額(⑲+(⑳×④/⑰))㉑	(付表2-2の㉑の金額)					
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額(⑰×④/⑰)㉒	(付表2-2の㉒の金額)					
控除税額調整による課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額㉓	(付表2-2の㉓の金額)					
調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額㉔	(付表2-2の㉔の金額)					
居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した(譲渡した)場合の加算額㉕	(付表2-2の㉕の金額)					
控除対象仕入税額((⑰、⑲又は⑳の金額)±⑲+㉑)がプラスの時㉖	(付表2-2の㉖の金額)	※付表1-10の①欄へ	※付表1-10の②欄へ			
控除過大調整税額((⑰、⑲又は⑳の金額)±⑲+㉑)がマイナスの時㉗	(付表2-2の㉗の金額)	※付表1-1の②欄へ	※付表1-1の③欄へ			
貸倒回収に係る消費税額㉘	(付表2-2の㉘の金額)	※付表1-1の③欄へ	※付表1-1の④欄へ			

後者
1. 会員の財産においては、(1) ある会員の金額を留保して置く。
2. 会員が財産を失うた場合は、(2) あらかじめ作成してから該会員の手に渡す。
3. (3) 会員の権利は、(4) 割引し、(5) 何らかの手段で他の会員の会員権がある場合に(6) 会員の高齢等の金額を交付し、会員から返済契約している場合を除く。)には、その会員を留保した後の会員を割引する。
4. (7) 会員の権利は、(8) 所有権を(9) 何らかの手段で他の会員の会員権がある場合に(10) 会員の高齢等の金額を交付し、会員から返済契約している場合を除く。

付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

第4-(6)号様式
付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

	課税期間	～	氏名又は名称	
項 目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率8.3%適用分 C	旧税率分小計X (A+B+C)
課税売上額(税抜き)①	円	円	円	当付表2-1の⑩X欄～円
免 稅 売 上 額 ②				
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額 ③				
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③) ④				(付表2-3の⑤X欄の合計)
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額) ⑤				
非課税売上額 ⑥				
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥) ⑦				(付表2-3の⑤X欄の合計)
課税売上割合(④/⑦) ⑧				(付表2-3の⑤X欄の合計) [(付表2-3の⑤X欄の合計) /(付表2-3の⑤X欄の合計)] ×100%又は～%
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) ⑨				当付表2-1の⑩X欄～
課税仕入れに係る消費税額 ⑩				当付表2-1の⑩X欄～
通常請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) ⑪				当付表2-1の⑩X欄～
通常請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額 ⑫				当付表2-1の⑩X欄～
特定課税仕入れに係る支払対価の額 ⑬	当付表2-1の⑩X欄～ [課税仕入額に、課税売上額の4%を乗算して、その差額を加減する。 △がある場合は△を加減する。]			当付表2-1の⑩X欄～
特定課税仕入れに係る消費税額 ⑭		当付表2-1の⑩X欄～ [(⑬×8.3/100)]		当付表2-1の⑩X欄～
課税貨物に係る消費税額 ⑮				当付表2-1の⑩X欄～
納税義務の免除を受けない(受け)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額 ⑯				当付表2-1の⑩X欄～
課税仕入れ等の税額の合計額(⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯) ⑰				当付表2-1の⑩X欄～
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑩の金額) ⑱				当付表2-1の⑩X欄～
課5課95税億税%売未上満上超割の高又合場がはが合	⑰のうち、課税売上げにのみ要するもの ⑲			当付表2-1の⑩X欄～
	⑰のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの ⑳			当付表2-1の⑩X欄～
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 [(⑲+(⑰×4)/(⑰))] ㉑			当付表2-1の⑩X欄～
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑰×4)/(⑰) ㉒			当付表2-1の⑩X欄～
控除額整	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額 ㉓			当付表2-1の⑩X欄～
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額 ㉔			当付表2-1の⑩X欄～
	居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した(譲渡した)場合の加算額 ㉕			当付表2-1の⑩X欄～
差引	控除対象仕入税額 [(⑰、⑲又は㉑の金額)±㉒±㉓+㉔] ㉖	当付表1-2の⑩A欄～ 当付表1-2の⑩B欄～ 当付表1-2の⑩C欄～	当付表1-2の⑩A欄～ 当付表1-2の⑩B欄～ 当付表1-2の⑩C欄～	当付表2-1の⑩X欄～
	控除過大調整税額 [(⑰、⑲又は㉑の金額)±㉒±㉓+㉔] ㉗	当付表1-2の⑩A欄～ 当付表1-2の⑩B欄～ 当付表1-2の⑩C欄～	当付表1-2の⑩A欄～ 当付表1-2の⑩B欄～ 当付表1-2の⑩C欄～	当付表2-1の⑩X欄～
貸倒回収に係る消費税額 ㉘				当付表2-1の⑩X欄～

参考
 1. 会員登録料については、1円単位の四捨五入を行います。
 2. 調査票が複数枚された場合は、複数枚を合算してから計算下さい。
 3. ①、②、③、④のX欄は、付表2-1のX欄に記載して下さい。
 4. ⑤のX欄には、運送料、卸費、加工費などを仕入代金の高額等の金額がある場合(仕入代金の高額等から直接減額している場合を除く。)には、その金額を相殺した後の金額を記載下さい。
 5. ⑥及び⑦の超過措置とは、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年1月1日以後)が制定された又は開始された場合を指す。

付表 2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

第4-(10)号様式
付表 2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

	課税期間	～	氏名又は名称			
項	目		税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 (A+B)	C
課税売上額(税抜き)	①		円	円	円	
免稅売上額	②					
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額	③					
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④					
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤					
非課税売上額	⑥					
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦					
課税売上割合(④/⑦)	⑧				[%]	
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨					
課税仕入れに係る消費税額	⑩					
通常請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑪					
通常請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額	⑫					
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑬					
特定課税仕入れに係る消費税額	⑭					
課税貨物に係る消費税額	⑮					
納税義務の免除を受けない(受け)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑯					
課税仕入れ等の税額の合計額(⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)	⑰					
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑮の金額)	⑱					
課5課95税億税% 税未売円未上満上超割の高又合場 がはが合	個別対応方式による課税仕入れ等の税額 [(⑩+(⑪×④)/⑦)]	⑲				
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑮×④)/⑦)	⑳				
控除額整	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額	㉑				
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉒				
	居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した(譲渡した)場合の加算額	㉓				
差引	控除対象仕入税額 [(⑮、⑯又は⑰の金額)±⑲±⑳±㉑]がプラスの時	㉔				
	控除過大調整税額 [(⑮、⑯又は⑰の金額)±⑲±⑳±㉑]がマイナスの時	㉕				
貸倒回収に係る消費税額	㉖					

参考 1. 会計の計算においては、1円単位の四捨五入を行っている。
 2. ⑮の金額には、被用者、被用者に算入料金の超過等の金額がある場合(被用料金の超過等の金額を仕入金額から差額補算している場合を除く。)には、その金額を相殺した後の金額を記載する。
 3. ⑮の金額の超過等とは、被用料金等の一部を改正する操作(平成22年版後半より)が実施済み又は実施中の場合をいう。

消費税の還付申告に関する明細書(個人事業者用)

3 課税仕入れに係る事項

(1) 仕入金額等の明細

区分		④ 決算額 (税込・税抜)	⑤ 左のうち課税仕入れにならないもの	(④-⑤) 課税仕入高
事業所得	仕入金額 (製品製造原価)	①	円	円
	必要経費	②		
	固定資産等の取 得 価 額	③		
	小計 (①+②+③)	④		
不動産所得	必要経費	⑤		
	固定資産等の取 得 価 額	⑥		
	小計 (⑤+⑥)	⑦		
	仕入金額	⑧		
所得	必要経費	⑨		
	固定資産等の取 得 価 額	⑩		
	小計 (⑧+⑨+⑩)	⑪		
	課税仕入高の合計額	⑫	④、⑦、⑪の合計額を記載してください。	
課税仕入れ等の税額の合計額		⑬	⑫の金額に対する消費税額	

(2) 主な棚卸資産・原材料等の取得(取引金額が100万円以上の取引先を上位5番目まで記載してください。)

*1 繰続的な取引先についてとは、当課税期間中の取引金額の合計額を記載し、取扱年月日等欄には「継続」と記載してください。

(2) お問い合わせ方法の取扱い(件当たりの取扱金額が100万円以上の取扱い上位5業者にてください。)

(3) 主な固定資産等の取得(1件当たりの取引金額が100万円以上の取引を上位5番目まで記載してください。

資産の種類等	取 得 年月日等	取引金額等 (税込・税抜)	取引先の登録番号	取引先の氏名(名称)	取引先の住所 (所在地)
	・・	円 丁			
	・・	丁			
	・・	丁			
	・・	丁			
	・・	丁			

4 令和 5 年中の特殊事情(顕著な増減事項等及びその理由を記載してください。)

(2 / 2)

消費税の還付申告に関する明細書(法人用)

3 課税仕入れに係る事項

(1) 仕入金額等の明細

单位：千册

区分		④ 決算額 (税込・税抜)	⑤ ④のうち課税仕入れにならないもの	(④-⑤) 課税仕入高
損益科目	商品仕入高等	①		
	販売費・一般管理費	②		
	営業外費用	③		
	その他	④		
	小計	⑤		
区分		④ 資産の取得価額 (税込・税抜)	⑤ ④のうち課税仕入れにならないもの	(④-⑤) 課税仕入高
資産科目	固定資産	⑥		
	繰延資産	⑦		
	その他	⑧		
	小計	⑨		
課税仕入れ等の税額の合計額		⑩	⑤+⑨の金額に対する消費税額	

(2) 主な機器資産・原材料等の取得(取引金額が100万円以上の取引を上位5筆目まで記載してください。) 営業 : 手当

図3. 経済的に複数選択の意思を行っている選択者のものについては、複数選択票をまとめて記載してくださらない。この場合は投票結果は複数に「複数」上記票してくださない。

第1回に掲載された原稿の執筆を行っている政治別名のものについては、「政治別名原稿分をまとめて記載して下さい。その他の書籍等平井洋子著等に「継続」と記載して下さい。

(3) 主な固定資産等の取得(1件当たりの取引金額が100万円以上の取引を上位10番目まで記載してください。) 営業:千円

4 当課税期間中の特殊事情(額面な増減事項等)及びその理由を記載してください。)

(2 / 2)

課税売上高及び消費税額等の予測表(一般用)

課税売上高及び消費税額等の予測表

顧問先コード :

顧問先名 :

1. 基礎データ

期間	当期(令和 年度)		来期(令和 年度)		来々期(令和 年度)	
税率	8.00 %	10.00 %	8.00 %	10.00 %	8.00 %	10.00 %
課税売上						
(第1種(卸売業))						
(第2種(小売業))						
(第3種(製造業等))						
(第4種(その他の))						
(第5種(サービス業等))						
(第6種(不動産業))						
免税売上						
非課税売上・有価証券						
非課税売上・有価証券以外						
課税仕入						
(課税売上対応)						
(共通売上対応)						
(非課税売上対応)						
道橋料金収入(事業者以外からの仕入)						
(課税売上対応(80%控除分))						
(共通売上対応(80%控除分))						
(非課税売上対応(80%控除分))						
(課税売上対応(50%控除分))						
(共通売上対応(50%控除分))						
(非課税売上対応(50%控除分))						
固定資産購入予定額						
調整対象固定資産購入						
高額特定資産取得						
自己建設高額特定資産該当						
課税貨物に係る消費税額						
新規の免除変更の調整税額						
控除税額の調整						
貸倒回収に係る消費税額						
貸倒れに係る税額						
清算における資金金等の額 ※1						

※1 従来設立1周年の場合に入力してください。

2. 課税売上高及び課税売上割合

期間	当期(令和 年度)	来期(令和 年度)	来々期(令和 年度)
課税売上高			
課税売上高(特定期間)			
課税売上割合	%	%	%

3. 消費税額

期間	来期(令和 年度)			来々期(令和 年度)		
	簡易課税	一般課税		2割特例	簡易課税	一般課税
		個別対応	一括比例			
課税標準額						
消費税額						
控除税額						
納付税額						
譲渡割額						
合計税額						
備考						



注意

「会計王」で3税率以上のデータを登録している場合、最新税率2つのみ連動します。

[基礎データ(簡易課税用)]画面

- [税率(10%・8%分)適用分]を選択している場合

□ 売上(10%)／(軽8%)

基礎データ(簡易課税用)

表示対象: 税率(10%・8%)適用分 旧税率(8%・5%・3%)適用分

売上(10%)	返還(10%)	貸倒(10%)	売上(8%)	返還(8%)	貸倒(8%)
---------	---------	---------	--------	--------	--------

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合	
	本体価額(税抜)	仮受消費税	税込価額	
課税売上 積上計算用	第1種事業			
	第2種事業			
	第3種事業			
	第4種事業			
	第5種事業			
	第6種事業			
	事業区分「0」			
課税売上 積上計算用 計				
課税売上 割戻計算用	第1種事業			
	第2種事業			
	第3種事業			
	第4種事業			
	第5種事業			
	第6種事業			
	事業区分「0」			
課税売上 割戻計算用 計				
免税売上(輸出取引等)				

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定

自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなしありの一番小さい事業区分に加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第6種事業に加算します。

自動加算

F1 ヘルプ F9 印刷

Ctrl+確定 ESC キャセル

□ 返還(10%)／(軽8%)

基礎データ（簡易課税用）

表示対象： 税率(10%・8%)適用分 旧税率(8%・5%・3%)適用分

売上(10%) 返還(10%) 貸倒(10%) 売上(8%) 返還(8%) 貸倒(8%)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合	
	本体価額(税抜)	仮受消費税	税込価額	
課税売上返還 積上計算用	第1種事業 第2種事業 第3種事業 第4種事業 第5種事業 第6種事業 事業区分「0」			
課税売上に係る対価の返還 積上計算用 計				
課税売上返還 割戻計算用	第1種事業 第2種事業 第3種事業 第4種事業 第5種事業 第6種事業 事業区分「0」			
課税売上に係る対価の返還 割戻計算用 計				
免税売上に係る対価の返還				

（注）経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定

自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第6種事業に加算します。

自動加算

□ 貸倒(10%)／(軽8%)

基礎データ (簡易課税用)

表示対象: 税率(10%・8%)適用分 旧税率(8%・5%・3%)適用分

売上(10%)	返還(10%)	貸倒(10%)	売上(8%)	返還(8%)	貸倒(8%)
---------	---------	---------	--------	--------	--------

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合	
	本体価額(税抜)	仮受消費税	税込価額	
貸倒額 積上計算用				
貸倒額 割戻計算用				
貸倒回収金額 積上計算用				
貸倒回収金額 割戻計算用				

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定

自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第6種事業に加算します。

自動加算 ▾

F1 ヘルプ
F9 印刷

Ctrl+確定
ESC キャセル

■ [旧税率(8%・5%・3%)適用分]を選択している場合

□ 売上(旧8%分)／(5%分)／(3%分)

基礎データ(簡易課税用)

表示対象: ○税率(10%・8%)適用分 ◎旧税率(8%・5%・3%)適用分

売上(8%) 返還(8%) 貸倒(8%) 売上(5%) 返還(5%) 貸倒(5%) 売上(3%) 返還(3%) 貸倒(3%)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合	
	本体価額(税抜)	仮受消費税	税込価額	
課税売上 積上計算用	第1種事業 第2種事業 第3種事業 第4種事業 第5種事業 第6種事業 事業区分「0」			
課税売上 割戻計算用	第1種事業 第2種事業 第3種事業 第4種事業 第5種事業 第6種事業 事業区分「0」			
課税売上 割戻計算用 計				
免税売上(輸出取引等)				

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定

自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第6種事業に加算します。

自動加算

F1 ヘルプ
F9 印刷

Ctrl+確定
ESC キャセル

□ 返還(旧8%分)／(5%分)／(3%分)

基礎データ(簡易課税用)

表示対象: ○税率(10%・8%)適用分 ◎旧税率(8%・5%・3%)適用分

売上(8%) 返還(8%) 貸倒(8%) 売上(5%) 返還(5%) 貸倒(5%) 売上(3%) 返還(3%) 貸倒(3%)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合	
	本体価額(税抜)	仮受消費税	税込価額	
課税売上返還 積上計算用	第1種事業 第2種事業 第3種事業 第4種事業 第5種事業 第6種事業 事業区分「0」			
課税売上に係る対価の返還 積上計算用 計				
課税売上返還 割戻計算用	第1種事業 第2種事業 第3種事業 第4種事業 第5種事業 第6種事業 事業区分「0」			
課税売上に係る対価の返還 割戻計算用 計				
免税売上に係る対価の返還				

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定

自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第6種事業に加算します。

自動加算 ▼

Ctrl+Shift 確定
ESC キャンセル

□ 貸倒（旧8%分）／（5%分）／（3%分）

基礎データ（簡易課税用）

表示対象： 税率(10%・8%)適用分 旧税率(8%・5%・3%)適用分

売上(8%) 返還(8%) 貸倒(8%) 売上(5%) 返還(5%) 貸倒(5%) 売上(3%) 返還(3%) 貸倒(3%)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合	
	本体価額（税抜）	仮受消費税	税込価額	
貸倒額 積上計算用				
貸倒額 割戻計算用				
貸倒回収金額 積上計算用				
貸倒回収金額 割戻計算用				

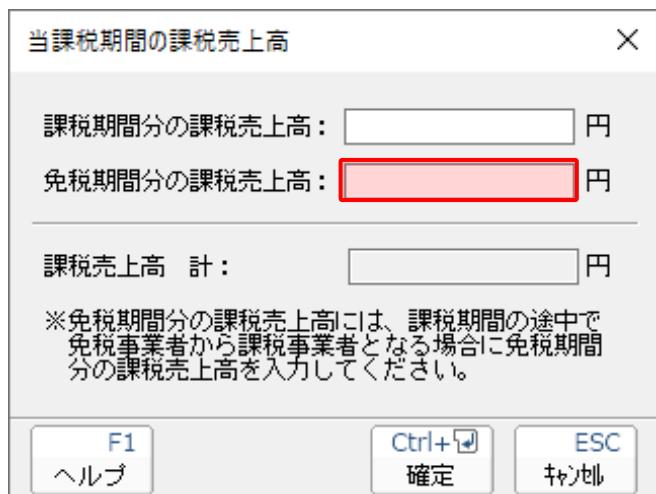
（注）経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定
自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第6種事業に加算します。

自動加算 ▾

Ctrl+ 確定
ESC キャセル

[当課税期間の課税売上高]画面



課税売上高及び消費税額等の予測表(簡易課税用)

課税売上高及び消費税額等の予測表

顧問先コード:

顧問先名:

1. 基礎データ

期間	当期(令和 年度)		来期(令和 年度)		来々期(令和 年度)	
	8.00 %	10.00 %	8.00 %	10.00 %	8.00 %	10.00 %
課税売上						
(第1種(卸売業))						
(第2種(小売業))						
(第3種(製造業等))						
(第4種(その他))						
(第5種(サービス業等))						
(第6種(不動産業))						
免税売上						
非課税売上・有価証券						
非課税売上・有価証券以外						
課税仕入						
(課税売上対応)						
(共通売上対応)						
(非課税売上対応)						
連結従業者発行事業者以外からの仕入						
(課税売上対応(80%控除分))						
(共通売上対応(80%控除分))						
(非課税売上対応(80%控除分))						
(課税売上対応(50%控除分))						
(共通売上対応(50%控除分))						
(非課税売上対応(50%控除分))						
固定資産購入予定額						
調整対象固定資産購入						
高額特定資産取得						
自己建設高額特定資産該当						
課税貨物に係る消費税額						
納税の免除変更の調整税額						
控除税額の調整						
貸倒回収に係る消費税額						
貸倒れに係る税額						
期首における資金等の額 ※1						

※1 従業員登録1項目の場合はに入力してください。

2. 課税売上高及び課税売上割合

期間	当期(令和 年度)	来期(令和 年度)	来々期(令和 年度)
課税売上高			
課税売上高(特定期間)			
課税売上割合	%	%	%

3. 消費税額

課税方式	簡易課税	来期(令和 年度)		来々期(令和 年度)		
		一般課税		2割特例	一般課税	
		個別対応	一括比例		個別対応	一括比例
課税標準額						
消費税額						
控除税額						
納付税額						
繰渡税額						
合計税額						
備考						



注意

「会計王」で3税率以上のデータを登録している場合、最新税率2つのみ連動します。

7.アンインストール方法

「消費税の達人（令和05年度以降用）from会計王22シリーズ」をコンピュータからアンインストールするには、以下の手順で行います。



注意

アンインストール作業中に【ユーザーアカウント制御】画面が表示されることがあります。その場合は【はい】ボタンをクリックして作業を進めてください（必要に応じてパスワードを入力します）。

1. Windowsのスタートメニュー【Windowsシステムツール】—【コントロールパネル】をクリックします。

【コントロールパネル】画面が表示されます。

※ Windows 11の場合は、Windowsのスタートメニュー【すべてのアプリ】をクリックして表示される【すべてのアプリ】画面で、【Windowsツール】—【コントロールパネル】をクリックします。

2. 【プログラムのアンインストール】をクリックします。

【プログラムのアンインストールまたは変更】画面が表示されます。

※ 【コントロールパネル】画面をアイコン表示にしている場合は、【プログラムと機能】をクリックします。

3. 【消費税の達人(令和05年度以降用)from会計王22シリーズ】をクリックして選択し、【アンインストールと変更】をクリックします。

【プログラムの保守】画面が表示されます。

4. 【削除】を選択した状態で【次へ】ボタンをクリックします。

確認画面が表示されます。

5. 【OK】ボタンをクリックします。

アンインストールが開始されます。

6. 完了画面が表示されたら、【完了】ボタンをクリックします。

以上で、「消費税の達人（令和05年度以降用）from会計王22シリーズ」のアンインストールは完了です。

8.著作権・免責等に関する注意事項

- 「消費税の達人（令和05年度以降用）from会計王22シリーズ」のソフトウェア製品全体の著作権、工業所有権の一切の知的財産権はソリマチ株式会社に帰属するものとします。
- 「消費税の達人（令和05年度以降用）from会計王22シリーズ」の複製物（バックアップ・コピー）は、不慮の事故に備えて1部のみ作成することができます。
- 「消費税の達人（令和05年度以降用）from会計王22シリーズ」を使用した結果の損害及び影響について、原因のいかんを問わず、弊社及びソリマチ株式会社は一切の賠償の責任を負いません。
- 「消費税の達人（令和05年度以降用）from会計王22シリーズ」のプログラム及びドキュメント等の一部または全部をどのような場合でもその形態を問わず無断で解析・改造・配布等を行うことはできません。
- 「消費税の達人（令和05年度以降用）from会計王22シリーズ」のソフトウェア製品仕様は、事前の通知なしに変更することがあります。

**消費税の達人(令和05年度以降用)from会計王22シリーズ
運用ガイド**

2024年1月27日初版